平成２６年（フ）第６２号
青森県弘前市大字宮川３丁目17―９　チャービルハウスＣ―２、住民票上の住所青森県北津軽郡鶴田町大字瀬良沢字村井72番地
債務者　高橋　教子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第７３号
松江市西津田３丁目１番52―302号　西津田マンション、前住所松江市黒田町194番地16
債務者　冨田　容子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５２７号
愛知県大府市大東町１丁目749番地　エステート大東405号
債務者　中林　　豊
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２３０号
大阪市港区市岡２丁目13番27号
債務者　堀古　　勝（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３１６号
大阪市西区本田２丁目11番12号
債務者　望月　　弥
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３７１号
大阪市鶴見区徳庵２丁目１番54号ハイツ１704
債務者　井浦　敬介
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８６９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目９番17―203号
債務者　一戸　卓実
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５号
島根県鹿足郡吉賀町柿木村下須1360番１地、前住所島根県益田市内田町イ70番地13
債務者　三浦　慎一
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後２時
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第１９号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西2730番地３
債務者　中村　将樹
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月22日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第９号
長崎県平戸市大久保町1462番地65
債務者　幸野屋森好
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
長崎県松浦市志佐町白浜免582番地　白浜団地１―４―３
債務者　平田　好孝
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
長崎県平戸市岩の上町825番地４　公務員住宅２棟22号、従前の住所福岡県久留米市御井町674番地14
債務者　首藤　崇子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６３号
福岡県太宰府市観世音寺１丁目17番１号
破産者　山際　茂松
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４号
埼玉県春日部市緑町１丁目14番18号　レオパレス緑町306号
破産者　長谷川　稔
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
鹿児島県薩摩川内市矢倉町4435番地１、前住所鹿児島県鹿児島市西陵19番７号
破産者　原口　重行
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
秋田市四ツ小屋字上野51番地１
破産者　榎　　清
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部